

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第3回）議事録

日時：平成24年2月24日（金） 13:00～14:50

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：宇都宮伯夫、大久保多津子、大隈勝彦、小野久、川野陽子、河野龍児
北地輝昭、木本ノブ子、小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美、下村智子
首藤辰也、田中康子、藤内宣幸、藤内浩、徳田靖之、西田幸生、萩野忠好
松浦実、宮原実乃、村野淳子、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

（萩野部会長）

皆さんこんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第3回条例制定作業部会を開催させていただきます。本日も、途中で休憩を入れながら、進めていきたいと思えます。そして、発言する際には、必ずお名前を言ってから、お願い申し上げたいと思えますし、なお、意見につきましては、また、時間の関係もございしますので、要領よくまとめて発言していただければ幸いです。

それでは、議事に入る前に、先月の第2回会議でありましたフィードバックの話でありますけれども、こちらについて、事務局から説明をお願いします。

（水口補佐）

事務局の水口です。本日もよろしくをお願いします。

それではこれから、前回の第2回会議におきまして、委員から、条例の骨格を基に行政が成文した条例案を作業部会にフィードバックしていただきたいという要望がございました件について、お答えいたします。

委員の皆さまで、作業部会の第1回配布資料をお持ちの方がいましたら、その資料の4をお開きいただきたいと思います。

第1回会議でご説明いたしました事務局のほうを考えています条例制定までのスケ

ジュールのことをお話しいたしますけれども、この過程の中で、行政で条例案を作成した後の平成25年1月に条例案のパブリックコメントを予定いたしております。これは、この条例づくりをスタートするときに行いました条例制定にあたってのパブリックコメントと同様に、ごく一部の関係者だけではなくて、広く市民の皆さま方に対しまして意見を聞くものでございます。条例は、市民全員に対して影響するものでありますから、行政といたしましても、勝手につくって、勝手に議会に提出するというものではありません。条例案を議会に提出する前に、当然に、影響を受ける方々にその案をお見せして、それに対する意見があれば、その意見というものを聞く。ということであります。そして、その意見のうち条例案に反映すべき意見については、反映させてから議会に提出するのが手順であると考えております。

つまり、今説明したことが、条例の骨格を基に行政が成文した条例案のフィードバックであるというふうに考えております。

委員からの要望に正確にお答えしますと、作業部会を構成する委員の皆様を含めた市民全員に対してフィードバックをいたします。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、事務局が説明いたしましたことでよろしいでしょうか。はい。北地委員。

(北地委員)

もう一度確認をさせていただきたいと思います。今、お話の中で、来年の1月にパブリックコメントをする。その折に、一緒にという形でお聞きしたのですが、改めてご質問いたしますが、この作業部会には、そのことは提出していただけないということでしょうか。一市民として、パブリックコメントの中で、発言をされたし、ということでもいいんですか。以上です。

(萩野部会長)

そのことについて、事務局。どうお考えですか。

(水口補佐)

作業部会を構成する委員を含めた、市民全員ということでもありますので、その意味を

ご理解いただければと思います。

(北地委員)

端的に言えば、もう、作業部会には諮らないというわけでいいのですね。パブリックコメントということは、私どもがパブリックコメントに出て、発言をするというわけですね。

(水口補佐)

結論はもうそのとおりでありまして、この作業部会、第1回目ですか、そのあり方についてご説明いたしましたけれども、骨格ができましたらばですね、協議会のほうへそれを提出するわけです。その時点で、この作業部会の設置を解除する。いう考えです。以上です。

(北地委員)

今、初めてその話を聞いたんですが。作業部会は、自立支援協議会にお示しをすれば、その時点で作業部会は解散ということでもいいのですか。

(水口補佐)

そう考えております。

(萩野部会長)

はい。徳田委員。

(徳田委員)

私どもが、この作業部会を作っていただくときにも、お願いしたんですけど、単に条例について、作業部会で作って自立支援協議会に報告するだけではなくて、庁内で条例案ができた段階で、もう一度この私たちにそれを示してほしいということをお願いしてたという気がしてしまっていて、そこで解散という話は私も今日初めてお聞きします。

私どもは信頼してないというわけではないんです。我々がここで議論したことを活かした形で条例案ができることはよく承知はしているのですが、手続きとしては、せっかくここで議論して報告したものが基礎になっているのですから、一度、こういう形で

案ができましたという、そういう会議みたいなものを開いていただければと私は思いま
すけれども。

(西田副部会長)

部会長よろしいですか。私も一つ懸念していることはですね、北地委員さんも私も同
じ経験をして、ほとんど話したことはないんですけれども、平成9年にですね、別府市
と別府社協とで別府市障害者防災マニュアルというのを作ったんです。その時私も委員
でおりまして、その時たしか北地委員が社協の事務局長だったと思うのですが、これも
回を何回も重ねて皆さんで協議をしたのですけれども、いざ、最終的にできあがったも
のはですね、話したこととは何も関係がなかったというような、そういう経験をしてお
りまして、そういう懸念というものはですね、今の障害福祉課の人たちを信頼しないわ
けではないのですけれども、果たしてこのできる時点で、今皆さん、藤内部長をはじめ
として一生懸命していただいているのですけれども、やはり、人事というものは代わり
ますし、そうした時にですね、ここで協議したことが、活かされるのかなあとという懸念
を皆さんしていると思うのですよ。だから、そういう懸念をね、払拭できるような表明
をしていただきたいなあと思っております。

(萩野部会長)

今のフィードバックの件で皆さん色々ご意見もあろうと思えますし、それから、確
かにこの作業部会ですね、できあがって答申する前に、またそこからいろんなやり方
が全然違ってきたら困りますので、なるべくこの作業部会ではですね、あんまり方針が
変わらないように皆さん十分ご意見をいただいて、いいものを作っていただいて、そし
て、答申する前に事務局のほうも一回皆さんにその案を見せるというのはそう難しいこ
とではないでしょう。藤内部長、その辺を行政として。

(藤内宣委員)

行政側の委員として発言をさせていただきますけれども、スケジュールについては、
これは一応こういうスケジュールになっておりますけれども、自立支援法につきまし
ても、裁判で和解までした結果、国のほうにおきましても、骨格の提案が骨抜きみたい
なことになる状況でございますので、そういう皆さま方の不信感というのがやっぱ
り行政に対してあるだろうと思っておりますので、北地委員さんや徳田委員さんがおっしやっ

ていたことは、徳田委員さんは以前からそのことは訴えておりましたので、このスケジュールの中には入っておりませんですけども、当然、成文ができましたら。解散する時期につきましては、設置規程の中について解散するとかうたっておりませんので、条例のパブリックコメント、我々の庁内の検討委員会で成文ができた後にこの作業部会の中でこういう成文ができましたというのは、諮りたいというふうに考えております。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、部長からもそういう話でございますので、ひとつ事務局も案ができたなら皆さんに一度、見せていただいてですね、またそれから大きく変わってきて困るのですが、できる限りこの部会でそういうふうないろいろな議論されて、いい案でお返ししたいと思いますから、ひとつ皆さんもご協力をお願いします。それでよろしいですかね。

若杉委員。

(若杉委員)

自立支援センターの若杉です。今、スケジュールの件が藤内委員からでしたので、ちょっとお聞きしたいと思っているのですが、前回私が所要がありまして、2回目の会議に出れていませんでしたから、議事録のほうを読ませていただいたのですけれども、会の最後のほうで議論されたこととあまり変わらないのかもしれませんが、今回条例を制定するというところで、4回目以降から8回にかけて、議論していくと思うのですけれども、そのスケジュールに関しては、一応、回は、今のスケジュールの段階としましては、1回から9回までと認識しているのですけれども、今回、アンケート数も287名の方から416件と大変貴重な意見をいただいておりますので、この内容を吟味していく中で、吟味する期間は4回だったと思うのですが、その意見を精査していく中でですね、その期間で足りるのかという疑問がありまして、そういった場合、議論して結果がでない場合はスケジュールの延長などがあると認識してよろしいのでしょうか。

(萩野部会長)

重要なことがでてきた場合は、もちろん、延期しないと話がまとまらないですから、それはそのつもりで行きたいと思います。ただこうして、第何回と次々にでてくるわけ

ですから、その中で自分のお話はしていただきたいわけでありまして、スケジュールは別にそれにこだわらなくてもいいと思いますけど。ただ、答申時期がございますからね。それまでには終わりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、会議に入りますけれども、本日は、条例制定に向けた論点整理ということでもあります。第4回から第7回までの会議で具体的な各論の話をしていくわけですが、今日はその準備をするというような位置付けでありますから、まずは、市民の皆さま方からいただいたご意見の内容について、事務局から説明していただきまして、その後、条例に盛り込む政策を決めていただくための論点整理に移りたいと思います。それでは、事務局からお願いします。

(水口補佐)

それでは、さっそく説明に入らせていただきますけれども、この条例づくりのひとつの大きなポイントとしましては、障がいのある当事者の声を反映するということがあげられます。どうやって声を拾ったのかといいますと、アンケート方式であったり、意見を募ったりしたところでありまして、では、これからその声をどう反映していくかといいますと、この作業部会でその意見を題材とした議論をして条例の骨格をつくり上げていくわけであります。

いただいたご意見につきましては、第1回の会議におきまして、その集約結果を若干ご説明させていただきましたけれども、ここで再度、ご説明いたしますので、配布資料の1をお開きください。意見は543人、件数にしますと752件を市民の皆さま方からいただいているところでありまして、それではこれから、その意見を具体的に議論でどうやって使っていくのか？そこら辺りの説明を本日させていただきたいと思います。続きまして、配布資料の2をお開きください。

これは、752件の意見を分野別に事務局が分類したものであります。なぜ分類したのかといいますと、いただいた意見をひとつひとつ闇雲に議論するというのは、議論するポイントが定まらないですし、効率が悪いのではないかと考えたことからであります。そして、分類した分野ですが、これは、平成23年の3月に策定いたしました別府市障がい者計画の施策体系項目を使用したわけですが、これは、意見を求めた場のひとつに計画策定のためのアンケート調査があったということもあつたのですけれども、計画が障害者施策を網羅したものでありますから、当然に意見の内容がいずれかの項目におおむね当てはまるのではないかと推測から始めたものであります。

次に、どういう分野があるのかと申しますと資料の3として、別府市障がい者計画をお配りしていますので、その27ページをお開きいただきたいと思います。

この27ページにお示ししていますのは、計画の施策体系を表したものであります。別府市障がい者計画は、基本理念に自立生活の実現と共生社会の実現を掲げております。そのめざす社会を実現するため、相互理解と権利擁護の推進、環境整備と住まい・働く場の確保、健康づくりと充実した教育の推進、人生の各段階・生活の各場面における総合的支援からなる4つの施策展開の基本的指針を設けております。そして、その4つの指針は8つの項目から構成されているわけなのですが、この8つの項目が、今回、意見を分類した項目というわけでありまして。

分類した結果の説明に入る前に、もうひとつだけいいまして、752件の意見というのは、すべて障がいのある当事者からだけのものではありません。仕分けしづらいところもありましたけれども、752のうち、333件は、障がいのない人からのものがあります。障がいのない人がどういうふうを考えているのかを受け止める意味でも、この意見も活用する必要があると考えております。

それでは、具体的に資料2の説明に入りたいと思います。まず、質問した内容でありますけれども、障がいのある人に対しましては、生活していて不便や不安を感じる問題であったり、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に、差別・偏見のないまちづくりについて尋ねたところでありまして。そして、障がいのない人に対しては、障がいのある人が安心して生活することができるためには何をすべきかを尋ねました。質問の仕方をおおまかにいいまして、障がいのある人に対しましては、今抱えている問題であったりその改善点は何か、障がいのない人に対しては、障がいのある人のためにすべきことは何か、という感じでありまして。もう少し付け加えますと、今からつくろうとしている条例は、別名、差別禁止条例という呼ばれ方もしますが、質問内容は、差別に関することに特化していません。今は条例名を仮称でいっておりますが、この条例は、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例であります。つまり、障がいの有無にかかわらず暮らしやすいまちづくりという大きな範囲を考えていますので、質問内容もそのような範囲となっております。

それでは説明を意見の分類結果に移しますが、分野別にいいまして、相互理解の促進に関する意見が284件と全体の約38%となっております。次に多い意見は、生活環境の176件、これは全体の約23%であります。その次は、生活支援の134件、これは約18%を占めております。この相互理解の促進、生活環境、そして生活支援の3

つの分野で全体の約79%を占めるという結果が出ております。そのほかの分野ですが、こちらの表の左からいきますと、権利擁護が25件、雇用・就労が26件、保健・医療が11件、保育・教育が5件、芸術文化・スポーツが0件という結果となっております。この分類作業、非常に手間取ったわけでありましてけれども、意見を読んで、意見者が一番何が言いたいのかということを読み取って分類しているつもりであります。ですが、どうしても分類しづらい意見やあきらかにどの分野にも属さない意見がありましたので、それは、「その他」という分野に分類させていただいております。このその他の意見が91件あったところでございます。

さて、それではここで、障がいのある人とない人とで分類結果から見てとれる現状を分析してみますと、まずは、障がいのある人からですが、生活支援と生活環境に関する意見が障がいのある人からの意見419件の約56%を占めているところから、障がいのある人の多くは、日々の暮らしに直結する問題の改善を求めているのではないかとということが分かります。

一方、障がいのない人ですが、障がいのある人とは異なりまして、相互理解の促進に関する意見が障がいのない人からの意見333件の約66%を占めているところから、障がいのない人の多くは、障がいや障がいのある人を理解することで、障がいのある人が安心して生活することができると思っっているのではないかとということが分かります。

あくまでもこの分析は、意見の数のみからのものでありますし、障がいのある人とない人の双方に直接、求めることとすべきことを聞いているわけではありませんので、委員の皆さま方におかれましては、分析結果に賛否両論があるとは思いますが、この分析結果からは、障がいのある人が求めていることと障がいのある人へすべきと思っていることにズレが生じているのではないかと考えられます。このことから、これからこの部会で政策を決めていくに当たっては、この条例づくりに大切な障がいのある当事者の声を反映するというところに焦点を置けば、障がいのある人が本当に求めていることに応えられる政策を条例に盛り込む必要があるもの。そう考えております。

しかしながら、別の側面からいきますと、障がいのない人が、障がいや障がい者の理解が必要だと思っているということについては、今後の政策を進めていくにあたって、よい傾向なのではないかと考えております。

以上が、市民の皆さま方からいただいた意見を分野別に分類した結果の説明でしたが、ひとつひとつの意見は、別冊資料として委員の皆さま方だけに配布させていただいております。この資料は、市民からの生の声でありますし、今後の議論の土台となるもので

ありますから、委員の皆さま方におかれましては、ご一読いただきたいと思います。そして、委員提出資料としまして、条例をつくる会が集めました市民からの意見も今回配布させていただいておりますので、こちらについても第4回以降の会議で政策を決めていくうえでの基礎資料として使っていただきたいと思いますと考えております。

それと、このお配りした市民からの意見であります。意見の内容によっては、もしかしたら意見者が特定されることもありえますので、ホームページ上での公開は差し控えていただきますことにご了承くださいますようお願い申し上げます。

それから、今後の議論においての意見の用い方ではありますが、各会議の中で1件1件取り上げて、その意見に対する結論を見出しているのは、かなりの時間を要すると思いますので、このいただいた生の意見をもう少し事務局でおおまかに変換しまして、第4回から第7回までの会議で決めていく政策の材料としたいと考えております。

次に、先ほどの説明で若干触れたのですけれども、つくろうとしている条例のイメージといいますか、ジャンルといいますか、大きくどのような条例になりそうなのかを捉えようと思いますので、**資料の4**をお開きください。

こちらの資料は、障害者施策に関する主な法体系をまとめたものでございます。障害者施策は、障害者基本法を柱として権利擁護、生活環境、雇用・就労、生活支援の関連の各法が設けられております。教育関連につきましては、障害者基本法とは別に、教育基本法を柱として設けられているところであります。

こういった体系におきまして、これからつくろうとしている別府市条例は、どういった位置付けになるのかと考えますと、先ほど触れましたけれども、この条例は、障がいのある当事者の声を反映するというのを大事にしていますので、意見の分類結果から見るとれますように、権利擁護のみに特化した条例ではなく、障害者施策の各分野を総合的に網羅した条例とすべきなのではないかと考えております。

ここで、資料が飛びますけれども、**資料の8**をお開きください。これは、千葉県、北海道、岩手県、さいたま市、熊本県、八王子市の条例の実体規定の各条の見出しをまとめたものであります。これら6つの条例の作りをおおまかに見ますと、千葉県と熊本県は、権利擁護に特化したような条例となっております。その他については、生活環境や生活支援などの各分野全般を盛り込んだような条例となっております。イメージといたしましては、別府市も全般型の条例になるのではないかと考えております。以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、事務局から、市民からの意見を分類した結果と、条例の形が権利擁護特化型ではなく障害者施策全般型になるのではないかという説明がありました。何かご意見あればどうぞ。これでよろしいですか。それでは、なければ、次に行きます。

先ほどの事務局の説明の中で、今回ですね、委員提出資料といたしまして配布されております、条例をつくる会に寄せられた市民からの意見の話がありましたけれども、これについて、小野委員さんから若干の説明をしていただきたいと思います。それでは、小野委員、ひとつよろしくをお願いします。

(小野委員)

小野です。誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例をつくる会で集めましたアンケートのまとめの担当をしましたので、説明をさせていただきたいと思います。

まず、このアンケートですけれども、実施をしたのは去年の9月から12月の間です。回答は、287名の方からいただきました。内訳としましては、別紙にありますように、相互理解に関する意見が100件、権利擁護に関する意見が18件、生活環境に関する意見が71件、雇用就労に関する意見が30件、保健・医療に関する意見が25件、保育・教育に関する意見が30件、生活支援に関する意見が74件、芸術文化・スポーツに関する意見が1件、安全・防災に関する意見が9件、その他58件で、合わせて416件のご意見をいただきました。

記入していただいた方の内訳をご説明したいと思います。障がいのあるご本人が143名、約50%です。そして、父母が92名、32%です。後はですね、兄弟・姉妹が7名、配偶者が5名、本人及び父母と一緒にという方が2名、子どもが1名、祖父母が1名、配偶者父母が1名、支援者が22名、記入なしが13名でした。

これは、回答された方というよりも、障害がある方の性別になりますけれども、男性が157名、女性が82名、記入なしが48名でした。

回答者の年齢はですね、ほぼすべての年代にわたっていると思うのですが、10歳未満が9名、10代が40名、20代が35名、30代が52名、40代が47名、50代が29名、60代が26名、70歳以上が25名、記入なしが24名でした。

手帳の種類については、身体が121名、知的が66名、精神が31名、そして、重複が31名でした。重複の内容はですね、知的と身体が24名、知的と精神が4名、知的、

身体と精神の重複が2名、身体と精神の重複が1名でした。そして、手帳を持たない方が14名、記入なしが24名でした。

内容については、非常に多岐にわたっていますので、皆さんに直接ご覧いただくのが一番いいと思うのですが、ちょっと印象だけを申し上げさせていただきます。非常に具体的な指摘がたくさん含まれていたと思います。身体の方は、特にバリアフリー化について、バス、JR等の公共交通機関、タクシーも含みますけれども、それから、障がい者の駐車場の問題、道路や建物の段差などの問題、スロープの問題、そういう点について非常に多くの具体的な問題点の指摘があったと思います。それから、知的、発達障害の子どもさんや親の方のご意見の中では、差別や無理解についての指摘が多かったと思います。子どもさんに対する周囲の対応、あるいは、学校におけるいじめ、それに対する学校側の対応等についても指摘が多くありました。で、その一方で、地域の人々の協力や声かけで助けられたという声もありました。精神障がいについてはですね、無理解を指摘する声が多く、具体的な提案としては、小中学校などから障がいや心の病気に対する教育をしてほしいというような、そういう声も多くありました。また、緊急時の対応などについても、切実な声もだされていました。

全体的にですね、特筆すべき点としましたのが、親亡き後の不安の声というのが非常に多かったと思います。親は一生懸命見ている、親は病気にもなれない、死んだ後安心して託せる社会になっていないということが浮き彫りになったと思います。もちろんこの他にもたくさんの重要なお指摘がありますので、一人ひとりの方の声をしっかりと受け止めた議論がこれから必要になってくると考えております。

今後議論を進めていくうえでの課題としてはですね、分類をしていた立場からちょっとだけ申し上げたいと思うのですが、分類に入りきれないものをどのように捉えるのか。例えば、具体的にいいますと、親亡き後の問題、あるいは地域の連携の問題、それから市民参加、協働といった課題ですね。そういう多岐にわたる点について、どう議論を進めるのかということがひとつ課題ではないかと思えます。

もうひとつは、担当の課、関係団体との意見交換等が必要なテーマというのがいくつかあるのではないかと思います。具体的には、安全と防災とかですね、教育等の課題等があるのではないかと思いますけれども、そういう部分について、今後の議論の中で、どういうふうな具体的な取り組みをしていくのかという課題になるのではないかと思います。

それから最後に、この意見については、先ほど市のほうからもお話がありましたけれども、私たちのほうもこの条例づくりのみに活用するというので取り扱っていきたくないと考

えております。4回目以降の資料の活用の仕方については、資料をどのように整理するのかということが必要になるかと思うのですけれども、今日の議論を受けたうえで、検討していきたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

大変貴重な資料、そしてまた、ご説明ありがとうございました。今、私どももお聞きいたしましたけれども、全部小野さんが言われたことを筆記できなかったのですが、できれば、小野さんまた、次回でも結構ですけど、今お話されたことの要点をまとめていただいとお配りすれば分かりやすいので、その辺はできたらまた、お願いしたいのですけれども。いかがでしょう。

(小野委員)

わかりました。資料として提出いたします。

(萩野部会長)

ありがとうございます。それでは、次の議事に入っていきますけれども、条例制定に向けた論点整理であります。

本日の第3回会議では、第4回から第7回までの会議で議論すべきテーマを押さえていかなければなりません。第1回会議におきまして、第4回から第7回までで相互理解から生活支援までの8つの項目を議論するという進め方が決まりました。そして、第2回会議で、実体規定は定義規定と並行して議論するということが決まったのですが、市民からの意見をどういうふうに使って議論していくかなどの具体的なことは定まっておりません。

そこで、今日はですね、事務局から案があるとのことでありますので、まずは、その説明を聞きまして、それが終わりましたら、皆さまからそれぞれのご意見をいただきたいと思っておりますので、事務局から説明をよろしく申し上げます。

(水口補佐)

はい。それでは、論点整理についてご説明させていただきたいと思っております。資料の5をお開きください。ここでは、第4回から第7回までの議論の進め方について、事務局から提案をさせていただきたいと思っております。

議論する項目は、意見を分類した8つとその他を合わせた9項目であります。議論する

時期は、第1回会議で説明して第2回会議でも確認いたしましたけれども、第4回で相互理解と権利擁護について、第5回で生活環境と雇用・就労について、第6回で保健・医療、保育・教育、芸術文化・スポーツについて、第7回で生活支援についてであります。ここで、9番目のその他の意見でありますけれども、项目的に意見数が少ない、第6回の会議で議論してはどうか。そう考えております。

ここからは、具体的な議論の進め方の説明でありますけれども、まずは、市民からの意見はどのようなものなのかを見ていきたいと思っております。これによりまして、現状の確認とともに市民が抱えている問題は何なのかというところが見えてくるものと考えております。ここで、意見の見ていき方でありますけれども、先ほども触れましたが、お配りしてあります別冊資料で1件ごとに議論しては、時間がいくらあっても足りませんので、事務局がもう少し大きく分類いたしまして、資料として提示いたしたい。そう考えております。それと、次回以降の会議まで、まだ時間がありますので、各委員で意見を読んでいただいた中で、この意見は重要だなと思われるものについては、委員それぞれで当該意見にマーカーを引いておくなりしていただいて、議論する回におきまして、その意見をどう考えるのかなどを話し合っただけであればよろしいのではないかと考えております。

次に、意見から見えた問題をどうすれば改善できるのかということで、その具体的な解決方法を探っていきます。

そして、さらに、具体的な解決方法は1つではなくいろいろとでてくると思っておりますので、その方法を包括的に表した表現に取りまとめまして、各項目の政策として掲げることは何かを決めていきます。

政策が決まりましたら、その政策を条例に盛り込むかどうかを議論していきます。すべてを盛り込むということでもよいのですけれども、例えば、条例に盛り込まなくても、別府市障がい者計画の枠組みの中で政策を実行すれば足りるということであれば、そういうやり方もあるのではないかと考えております。

そして、条例に盛り込むという結論に至った場合は、その政策の中で定義付けしなければならない用語があれば、ここで議論しまして、定義規定を決めていきたいと考えております。この定義規定であります、一応参考としまして他の自治体の規定をまとめたものを資料として配布させていただいております。**資料の7**になります。こちらでも先ほど見ました**資料の8**と同様に6つの自治体を載せさせていただいております。条文の全文は載せていないのですけれども、各自治体がどういう用語の定義付けをしているのかという参考にしていただければと考えております。

資料の5に戻りまして、こういった一連の流れの議論を9項目ごとに行っていけば、実
体規定と定義規定が定まっていく。そう考えております。

そこで、この議論の流れの中で重要と思われるのが、問題の解決方法を探るところ
ではないかと考えております。こちらの論点を本日の会議で押さえておけば、さらに、
今後の会議がスムーズに運ぶと思いますので、資料の6をお開きください。資料の6は2
ページになっておりまして、第4回から第7回までの会議でのおおまかな論点案を事務局
で整理させていただいたものであります。私からのこの説明が終わりましたら、この論
点を皆様で議論していただきまして、ここに示しました個別論点を修正や追加していただ
ければよろしいのではないかと考えております。この表に示しました各項目につきま
しては、先ほど、資料5で説明させていただきました9つの項目でありまして、そのうち
意見の多かった相互理解の促進と生活環境と生活支援はさらに細目に分けさせていただ
いております。この細目の分類は、別府市障がい者計画の27ページをお開きいただきたい
と思います

こちらは、先ほど見ていただきました計画の施策体系でありますけれども、細目は、お
おむねこの「施策の方向」の分類で分けさせていただいております。資料の6にまたお戻
りいただきまして、細目でありまして、相互理解の促進では、啓発・広報、福祉教
育、交流、そして細目に属さない理解や意識改革といった全般的な意見を「その他」と位
置付けまして、計4つを設けております。そして、生活環境では、道路、住宅・公共的施
設、移動・交通手段、防災・防犯の4つを設けております。次のページをお開きください。
ここの生活支援では、相談、在宅福祉、情報という3つの細目を設けております。

項目と細目は今説明したとおりですが、表の真ん中あたりに市民からの意見数を表示さ
せていただいております。これは、資料2での分類結果をさらに細目に分けて表示するこ
とによって、市民の意見がどの分野にあるかを分かりやすくしているものであります。

そして、その意見数の右側に第4回から第7回までの論点案を示しているのですけれど
も、その項目の大きな方向性であったり、細目のある項目については、当該細目の具体
的な政策の進め方を記載させていただいております。ここに記載していますのは、あくまで
事務局の案ですので、委員の皆さまにおかれましては、それぞれの考えがあると思っ
ております。そこで、事前意見調書という形で、皆さまが考える個別論点を聞いている
のでありますけれども、それをとりまとめたものが、机の上に配布させていただいて
おります資料であります。こちらを使って皆さまで議論していただきまして、第4回
から第7回までの会議がやりやすいように論点を整理していただければよろしいのか。
そう思っております

ます。

それと、これから各論を議論していきますと、事務局である障害福祉課以外の課が行っている事業の話がでてくると思いますので、事前意見調書では、第4回から第7回までの会議に必要な資料や聞きたい現状について、皆さまに事前にお伺いしているところであり、こちらをとりまとめたものが皆さまの机の上に配布したもうひとつの表なのですが、こちらは、委員の皆さま方が今後の議論に必要と考えている資料などですので、事務局で作成できるものについては事務局が作成して、作成できないものについては、事務局から関係各課に依頼しまして、当該会議の配布資料としてお配りしたり、関係各課にこの会議へ出席していただいたりという準備をさせていただきたいと思っております。机の上に配布したと説明しました資料は、既にメールで送付させていただいております。以上で説明を終わります。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、事務局から、**資料の5と6**を使って、実体規定と定義規定に関する部会での議論の進め方、第4回から第7回までの会議における論点整理の議論する案が示されました。皆さま、この件についてはどうでしょうか。事務局がまとめた一覧表を基に、各委員が考えている個別論点について、何か、意見がありますでしょうか。また、意見がない場合は、今説明しました事務局案にこの一覧表に載ったすべてを加えた論点で、今後、議論していくということになりますけれども、それでよろしいでしょうか。

はい。北地委員。

(北地委員)

今お話しいただいたものについては、原則了解はいたしますけれども、第4回目から各論点に入るわけですが、それまでに、いわゆるこの24名の各委員さんの共通の認識と申しますか、やはり、各論点に入っていく場合には、それぞれの障がい者、また、いろんな法律、いろんな施策、等々につきまして、共通のやはり認識に立つ必要があるのではないかと考えております。

例えば、合理的な配慮、不利益な条項とは、差別とは、というような皆さん方の意識が共通しませんとなかなかまとまらないかというふうに思いますので、論点の整理に入る前に、できますれば、そこら辺のところを共通の認識でいただければと思っております。

ある委員さんに聞いたら、やっぱりここに来て意味が分からん、というふうな話も聞

いておりますので、それではかえって、難しくなってしまう、引いてしまうこともありま
すので、できるだけすべての方々が、発言をし、認識が深まるような、そこら辺について、
議長さん、お考えをいただけませんか。以上です。

(萩野部会長)

おっしゃるとおり、私もそれを後で申し上げようと思っておったのですけれども、今、
事務局から今後のやり方について説明をいたしました。それを皆さん、了解していただ
ければ、私のほうも、今、北地委員がおっしゃったようなやり方についてご提案をしたい
と思っております。

今言われたようにですね、皆さん一人ひとりに意見を述べていただいて、でた意見を
まとめ上げるのが一番いい方法だと思っております。これだけ、24名の委員がいます
ので、全部の意見を聞くと致しましたらば、相当な時間を要すると思っておりますし、
意見を順番に回ってくるだけで皆さんも納得がいかない部分もあると思います。

それで、北地委員からも話がございましたけれども、それぞれの項目別の議題がでて
まいりますので、それぞれグループに分けてですね、そして、まず、意見を集約し
てもらいたい。これについては、時間は1時間ぐらいでまとめていただきまして、そし
てそのグループの中でそれぞれ討議をしていただいて、どなたか代表の方が、今このグ
ループこういうお話ができましたということで発表していただいて、それについて、ま
た皆さん方のご意見があればこういうことを入れたほうがいいんじゃないとか、そう
いうふうなお話がでてくると思いますから、次はそういうふうに、できたらですね、グ
ループ討議をお願いしたいのですけれども。どうですかね。

北地委員。

(北地委員)

その件については、結構かと思っておりますけれども、それまでに、先ほど事務局からご説明
がありましたことを、今一度確認させていただいてよろしいでございましょうか。

先ほど、市民からの集約結果ということで、**資料1**をご説明していただきました。あり
がとうございました。この中で、543人の752件ということでお伺いしました。特に
多いのが、市民アンケートの381の506でありますけれども、これは、平成22年の
10月におとりになった分でございます。このことは、別府市障がい者計画の中にきちっ
と述べられているのでございますが、私のほうからご質問を申し上げたいのは、先ほど小

野さんのほうからは詳しくご説明がございましたけれども、この障がい者計画のアンケートの参考資料の中、もう少し詳しくご説明できる範囲で結構ですから、何通の配布をされて、回収率がどの位で、というところ辺ですね、この数が大変大きな数でございます、約2年前のこれを参考にしていくわけですけれども、もう少しこの内容を見ておきますと、詳しくは、いろんな事はしておりますけれども、どういう配布の仕方で、どういう回収率があって、そこら辺もう少しご説明をいただいたほうが、後々あとで行います分かれての討議にも参考になるかと思しますので、お分かりになる範囲で結構ですから、お答えをいただければありがたいと思っております。以上です。

(萩野部会長)

それについて、事務局。

(水口補佐)

障がい者計画のですね、12ページに調査概要を載せております。障がいのない人に無作為抽出で1,000名の方に郵送で配布しております。障がいのある人へも無作為抽出で1,000名の方へと。回収率は、障がいのない方は468で、回収率は46.8%。障がいのある方については584で、回収率58.4%となっております。以上です。

(萩野部会長)

北地委員。よろしいですか。

(北地委員)

私が聞いているのは、これの調査用紙みたいのがここに付けていただいていたのかなと思ったのですが。内容はここでわかる。そこら辺です。

(水口補佐)

参考資料が、75ページからありまして、問うたことをですね、グラフにしているのがございます。問うたことはこれらの内容であります。まず、例えばですけれども、75ページの①障がい者福祉について尋ねたことは、障がい者福祉への関心度。非常に関心がある、ある程度関心がある、あまり関心がない、関心がない、無回答。どれですかという問い方をしております。それらを75ページ以降に掲載いたしております。ご参考にされて

いただきたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

だいたいよろしいですか。

(北地委員)

はい。結構です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、だいたいの説明は終わりました。今後について一番重要な第4回から第7回までの会議で皆さんの議論があると思いますので、その項目的に、この部会でまとめていきたいと思っております。それで、先ほど、私が提案をいたしましたけれども、グループ別によってそういう議論をしていただいて、そしてそれぞれのグループから代表の方が、こういうお話がでたとまとめていただいて、それについて、また皆さんのご意見を付け加えていくと。そういうふうな方法をやりたいのですが、それでご了承願いますでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございます。それで、大変勝手ですけれども、北地委員から先ほどそういうお話ができましたけれども、私なりにも考えていましたので、先般事務局です、グループ分けを作っていました。それをちょっとお配りをして、何かご意見があれば、皆さん方で、ではどういう分け方をするかを、この際お聞かせ願ひまして、そして今日は、グループ別の表を改めて作りたと思いますので、よろしく願ひいたします。

そのグループに入っていないからといって、他のことは言えませんということはありません。まずは、グループ別で先にその内容について話をさせていただいて、それを発表して、他のグループに入っていない委員さんがご意見があれば、それに付け加えていきます。そういうふうな話にしたいと思ひます。どうぞ皆さん見てください。

第4回、第5回がこういうふうに2班。それから第6回からはこまめにですね、いろいろと項目が多いので4つに分けました。そして、第7回については、また2つに分け

させていただきました。何か、あれば。どうぞ、ご意見を発言してください。これはあくまでも試案ですからね。

はい、宇都宮委員。どうぞ。

(宇都宮委員)

宇都宮ですけれども、第5回の会議の中で、雇用・就労のところに私の名前を入れていただいているのですけれども、よそのことも勉強する必要があると思いますが、私どもの子どもは、重症心身障害児ですので、雇用と就労のことについては、いっさい関係はないのですけど、それでもいい勉強してくださいということであれば、このままでもいいのですけれども、いかがでしょうか。

(萩野部会長)

それは委員のご希望どおりにいたします。宇都宮委員は、生活環境。他の方もどうぞ、ご意見をだしてください。

はい。河野委員。

(河野委員)

リフライの河野ですけれども、今回の第3回ですね、条例制定作業部会にあたって事前意見調書を出しています。その中で、各委員皆さんがですね、各項目に関するご意見であったりとか、それについての資料の修正等をしてと思います。この中で、グループ分けをして話を進めていくということが、話を進める上では、とても順速に進んでいくとは思いますが、やはり各委員、項目それぞれについての意見があると思いますので、その部分についての意見の集約を具体的にどういうふうにして進めていくのか。お考えがありましたらお聞かせ願えればと思うのですけれども。

今回、事前の意見調書を書くにあたって、各項目ごとに、委員の皆さんも意見を出していると思うのですけれども、グループ分けをしたらですね、その意見について、議論がなかなか発表ができないということがあると思うのですけれども。各委員さんが持っているグループ以外の意見を述べるにあたってのそれをどういうふうな形で意見を述べることができるのかどうか。もし、案があれば。

(萩野部会長)

それは、先ほど言いました、グループ別に分かれてまとめていただいて、それを発表していただいて、そしてそれについて、自分はこう思うといった新たな意見があればそれを付け加えれば全員の意見を聞けると思うのですよ。ただひたすらに、順番にひとつの項目を順番に意見を言ってくださいということになると相当な時間を要しますので、ある程度グループ分けで、先ほどの宇都宮委員のように私はこっちがいいということがあれば、ここで具体的な話をまとめていただいて、そしてそれをだしていただいて、それも時間を取らないといけませんから。だいたい時間は、1時間内し、1時間ちょっとで。

(河野委員)

よろしいでしょうか。では、各グループの意見を聞いた後にですね、個別に意見があれば、それを発表する機会を設けていただければと思うのですけれども。

(萩野部会長)

そうしたいと思います。そうしないと、自分の項目ではない項目についても意見があると思いますから。

皆さんどうでしょうか。他に何かあれば。

今お配りしましたこの中で、先ほど宇都宮委員が言ったように、ちょっとこっちのほうがいいんだという方がいらっしゃったら、どうぞ、言ってください。

(西田副部会長)

もう、グループ分けの表ができているんですか。

(萩野部会長)

すみません。試案です。

はい。藤内委員。

(藤内浩委員)

それでは、グループを変更させてもらいます。3つあるのですが、第4回会議のほうでは、相互理解の促進のグループに入りたいと思います。それから、第6回の会議の中では、保健・医療のグループに入りたいと思います。それから、第7回の会議では、相

談、情報のグループに入りたいと思います。よろしくお願いします。

(萩野部会長)

はい。田中委員。

(田中委員)

田中です。第5回の分で、生活環境でもいいんですが、実際に施設にありますので、雇用・就労のグループのほうがいいと思います。

(萩野部会長)

他に、皆さん。

(水口補佐)

すみません、議長。ここで、事務局の誤りがございます。表に吉永委員の名前を入れておりますけれども、松浦委員ということであります。

(萩野部会長)

次回にまた、きちっと訂正を。お願いします。

(水口補佐)

そうですね。はい。

(徳田委員)

これ、五十音順に機械的に割っていると思うんですよ。だから、誰がどこにふさわしいとか全然議論していないで、機械的に割られているので、さっき宇都宮さんも言われましたし田中さんも言われましたし、私が見てもこの人はここに入ってほしいというのが入っていないので、これを一つの目安として、それぞれに個別的に希望を取って修正していただくという。今日でなくても次回までの間に皆さんメールその他で連絡もできるし、今日は西田さんもまったくこれをご覧になっていませんので、一応これを目安として、次回までに皆さんの希望を取り直していただいたほうがいいのではないかと私は思います。

(萩野部会長)

ありがとうございました。急に見て急にこれというとあれですからね。今、徳田委員さんから話ができましたように。

皆さん、今月まで決めるということでどうですか。

(徳田委員)

徳田です。第4回が、これで次回が決まっていますので、相互理解の促進と権利擁護はかなり重なるので、とりあえず第4回はこれでやるとして、第5回以降については、これを目安にして各委員の希望を聞いて調整するというふうにさせていただいてはどうでしょうか。

(萩野部会長)

それでは、今、徳田委員さんからありましたように、次回の第4回は、先ほどでましたけれども、藤内委員さんが相互理解の促進に入っていて、それでこのメンバーでやると。

それで、5回以降については、次回までにこれを見ていただいて、自分の案をつくってきてください。それでよろしいでしょうか。では、よろしく願います。

(西田副部会長)

その表をメールで送ってください。

(萩野部会長)

わかりました。

(西田副部会長)

ひとついいですか。結局、第8回までですか、この作業部会のメンバーだけでずっと通すのか、それともあと庁内のいろんな関係の人たちも入っていただくほうが、その都度、ゲストのような感じですかね、入っていただくほうが後のつながりがいいのではないかと思いますし、我々が決めたことがそれはだめだということもありかねますので、そういうところも配慮していただきたいなと思います。

(萩野部会長)

いろいろな方が入るのがいいんですけれども、時間的な問題と、皆さん代表できていますので、この項目については、皆さんがそれぞれの障がい者の声を聞いてきて発言してください。皆さんが代表として、日頃からまとめていただくと。そういうふうな方向にしていただけたらありがたいのですけれども。

(徳田委員)

いいですか。今、西田委員が言われたのはですね、部会長が言うことはよくわかるのですが、例えば、第5回に防犯とか防災の話がありますよね。このときにはできれば、自治振興課で防災対策している方に参加しておいていただくと議論が深まっていくという気がしますし、それから第6回で教育の問題をやるのですけれども、教育委員会の障がい教育を担当しておられる方に参加をしていただくと現状等を踏まえた議論がやりやすいという気がしますので、テーマによっては、できれば関係している職員の方に参加をしていただくような形を取っていただけないかというのが西田委員のおっしゃりたかったことだと思います。

(水口補佐)

議長。事務局からお答えします。皆さまからいただいたご意見に沿いまして、第4回目については、相互理解の促進と権利擁護で皆さまからのご意見を伺いましたところ、教育委員会の学校教育課、それから人権同和教育啓発課の職員を呼ぶことにしております。同じようにですね、それぞれの項目に沿った担当課の出席を考えております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございます。行政のほうから担当課をこの会議の中にでていただくということです。行政のほうもひとつよろしくお願いします。

それですね、また次の時に集まって、それぞれの委員の各項目ですね、次は相互理解と権利擁護、これを取りまとめる座長さんを決めていただきたいと思いますんですけれども。皆さんどうですか。今ここで決めていただければいいのですが。

(北地委員)

今おっしゃいましたように、なかなかお顔と名前が一致しにくい部分もまだ3回目でございますので、できますれば、次回、始めのときに、自己紹介しながら皆さんで話し合うのがいいかなと。今はなかなかできにくいと。

(萩野部会長)

そうですね。それでは、次回4回のスタートでひとつの区分けをします。ひとつ皆さん帰って、座長さんにはこの人がよいとか覚えていただいて、次回の時にスタートに分けますから、そこで決めていただきたいと思います。

それでは、第5回、第6回もそういう方法で最初にそれぞれの座長さん、座長さんがとりまとめをお願いします。

(村野委員)

大分県社会福祉協議会の村野と申します。進め方としては、今の説明でわかったのですけれども、先ほど北地委員さんがおっしゃったようなそれぞれの共通認識ですか、そういうものを、このように細かく分けるのであれば、なおさら共通認識を持つということが必要だと思うのですが、それはどういうふうな方法で共通認識を持っていたかというの一点。それともうひとつ、条例づくりっていうのは、先ほど事務局の最初の説明の中に市民全員に影響することだという言葉があったのですが、私先日、浜脇のほうに行きましてですね、お話をさせていただいたときに、住民60数名の方がいらっしゃいましたけれども、誰一人として今条例づくりが行われていることを知りませんでした。この条例づくりを行っているという広報は、最初にパブリックコメントをなされて、市報でもだされているのかもしれませんが、その後はどういうふうな方法で、市民にお伝えしているのか。関わっていらっしゃる方とか、知っていらっしゃる方以外が、なんとなく蚊帳の外にあるような気がしてですね、非常に市民の方に対して、私は大分市民ですので、切ないような気がして進めています。意見を求めるということは大変なことだと思いますけれども、やはり広報等を通じてですね、すべての住民が知るような、そういう努力とか、方法を考えていく必要があるのではないかと。何か知らない間にできあがってしまったということがどうなんだろうという気持ちがしているのですが、その辺は如何でしょうか。

(萩野部会長)

事務局、今後のPRについて、どう考えていますか。

(水口補佐)

まず、1点目の共通認識でありますけれども、第4回目の始めにですね、合理的配慮、社会モデル等について、徳田委員さんより説明をしていただくというふうに事務局で準備を進めております。その他の共通認識で、必要なものがあれば委員さんのほうでご説明していただいても構いませんし、事務局のほうへ事前におっしゃっていただければ、次第のほうへ入れておきたいと考えております。

それと、2つ目の質問ですけれども、誰も知らないままできあがってしまうというのも、困ったことだと考えております。市とつくる会とですね、タウンミーティングということで、進めていくのがよろしいのかなど。その他、より良いご意見、こんな案があるよとか、ご意見を委員さんお持ちであれば、事務局の案だけで進むのではなく、是非ご意見を言っていただきたいと。そう考えます。

(萩野部会長)

皆さん各代表で来ていらっしゃるので、皆さんのご意見が主でありますから、どういうやり方とか、徳田先生、その辺、ちょっと考えがあれば。

(徳田委員)

私のほうは、別府市条例をつくる会という会では独自に会合を持ちたいと思っているのですけれども、それとは別に、別府市のほうの主催で、できればこの作業部会のメンバーが可能な限り出席してどこかで、中間的な地点のところ、こういうふうな議論をこれまでしてきたと、今後いつぐらいまでにこういう案をつくるんだというような中間報告会的なものをやっていただけないかというふうに私は思っているんです。

この間の虐待死の問題で、市のほうがいろんな専門家の方々に議論していただいた結果を自治委員の方や児童民生委員の方々に報告されてましたけれども、あれはすごく私は単に行政の問題だけじゃなくて、市民の問題として虐待の問題を理解してもらおううえで非常に効果があったのではないかという気がして、できればこの条例づくりも、自治委員さんや民生児童委員の方々を代表とする市民の方々に中間報告会的なものを市のほうでやっていただいて、私ども作業部会の委員が、できるだけ多く参加してこ

ういうことをやっているんだというご説明をさせていただく、そういうことをやってみたらどうかと思っております。

(萩野部会長)

貴重なご意見、あくまでも、我々委員さんだけで、物事を決めるといいますか、それが一番いいんだとは思っていないんです。各、皆さんいろんな立場で、それぞれの団体等で、ご活躍されていると思います。そういう機会にですね、なるべく、多くの方に聞いていただければ、いい条例ができないと思います。

私は、徳田先生と千葉県の話聞いたときにですね、何十回、何百回もいろんな市民の方のご意見を聞かれて、積み上げてきた。ということを知りました。ですから、会というのは、この会だけでは全部できませんけれども、それぞれみなさん方の各団体の方にここにでていることをどう思うのかということをいろいろと議論して、前もってされるのがいいと思います。それを皆さんが代表として、発言をしていただけると、先ほども言いましたが、多くのご意見がやはりでてこない、一番懸念されるのが、あなたたち委員さんたちだけでこのようなのつくったのと言われると非常に困るので、ひとつ多くの方のご意見をお聞きくださるようによろしくお願いを申しあげたいと思います。

今、徳田委員から話がでました、自治委員さん民生委員さん、その他のそれぞれの団体の方の話を知ったらどうかということについて、行政、どうですか。部長を含めて、課長。

(藤内宣委員)

よろしいですか。

(萩野部会長)

はい。部長。

(藤内宣委員)

各委員さんが考えていることを含めまして、住民の方に周知することは、当然、条例を議会に提出する、今日、議員さん、おふたり見えております。最終的には、私何回も言うのですけれども、最後は、議会に上程して、議決。いくら立派な条例案ができた

しても、議決されなければ、廃案とかなれば、誰も何も言えませんので、そうならないようにするためには、行政が積極的に、先ほど執行部が言ってました、タウンミーティング。そして、一番大きな媒体となります、市報。市報については、どういう特集を組むのか、市長と誰かが対談するとか、いろんな案を考えておりますので、行政としましては、条例を議会に上程する限りは、それが可決されなければ意味がございません。皆さんの声が形にはなりませんので、積極的にタウンミーティング、当然、中間報告を含めて、自治会の総会等もあります。それを利用するというのは当然考慮していますので、そここのところは、積極的に、啓発活動はやっていかなければならないという認識は持っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

(萩野部会長)

大変力強い発言、ありがとうございました。

いろいろな機会を通じて、皆さん方も、お話をさせていただいて、いい条例ができますように、よろしくお願いいたしたいと思います。

市報のほうも毎月でるわけですから、委員さんの中でも条例についての感想なりがひとりでもふたりでもできるように掲載していただくと、ありがたいですけどね。それは、あくまでも試案ですけれども。

(西田委員)

議長。

(萩野部会長)

はい。どうぞ。西田委員、ちょっと待ってください。

(河野委員)

リフライの河野ですけれども、徳田先生の話を少し補足させていただきます。

別府市条例をつくる会、この条例制定作業部会が発足する以前にですね、市民の啓発の活動を含めて、3回の総会を行ってきました。今度、4月の22日の日曜日、13時半から2時間、別府市の社会福祉会館の多目的大広間のほうで、第4回別府市条例をつくる会の総会ということで、市民主導という形ですけれども、市民の皆さんに知っていただくという啓発活動をですね、行うことが予定として決まっておりますので、この機

会を利用してですね、行政の方々も含めまして、協働でですね、市民の啓発を行ってまいりたいと思っておりますので、その後、今のところ4月ぐらいでしょうか、別府市のほうの各課の異動等がこれからあるのではないかと思います。その動き等もですね、これから委員の皆さま方も注視しておられるところがあると思います。行政の方々が変わることによって、中身が少し変わることがないということはないとは思いますが、市民の活動を含めての啓発をぜひ協力してお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

(萩野部会長)

その点について、行政、ひとつよろしくお願ひいたします。はい、西田委員さん。

(西田副部会長)

実は、ある会議でですね、連合自治会長さんと隣り合わせになりまして、ちょっと時間の空いているときにお話して、この話をしたのですけれども、ぜひ自治会の皆さんに集まってもらって、この条例づくりの話を聞いてくださいという話をしたのですが、自治会長さんはね、自治振興課を通して、してくださいと、そしたら集まるように協力しますと、いうことを伺っておりますので、自治会それから民生委員がやっぱり別府市を網羅していますので、ぜひ理解してもらわないといけませんので、障害福祉課からですね、自治振興課を通して、そういう集まりをですね、していただくようにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(萩野部会長)

はい。宇都宮さんどうぞ。

(宇都宮委員)

先ほどの関連質問で、市民の方が知らないという話がでましたが、私も杵築なものですから、前の委員をしていました大神さんが、ちょいちょい今日新聞ですか、これは障がい者の記事がでたときに私に送ってきてくれるんです。こういうことをしているんだとかありますので、先ほど話がありましたように市報も利用するし、合同新聞もちらっと掲載することによって、アピールができるんじゃないかと。先ほども言いましたように、障がい者も市民も一体となって住みよいまちづくりをするわけでございます

ので、やっぱり、市民にこういうことをしているということをお伝えしていただけるとありがたいかなと思っております。要望です。

(萩野部会長)

今様々な、ご意見がでました。もちろんPRも含めて、それから自治委員さん、それから民生委員さん、関連する各団体にも周知徹底といいますか、説明をしてあげるのがいいのではないかということで、大変ありがたいご意見と思っております。

事務局、今、そういう話がでましたので、その点についてしっかりと、考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(水口補佐)

はい、お答えします。先ほど、部長のほうが、お答えしましたとおりですね、具体的な広報のあり方をこれから探っていきたい。委員さんの意見を参考にしながら。そう考えております。以上です。

(萩野部会長)

行政のほうもしっかりと、していくということでございます。何か他に、委員さん。はい、北地委員。

(北地委員)

2点ほどお願いをしたいと思っております。

1点目ですけれども、第4回目以降の会議でありますけれども、先ほど行政関係の方、学校教育なり、人権関係の方、おいでいただけるというご発言、ありがたいと思っております。例えば、第6回の会議で、保健・医療、第5回では、雇用・就労というところが入っております。当然、保健・医療であれば、医療関係者、こういう方々とか、雇用関係であれば、以前私が申し上げました商工関係の方とかですね、そういう方をオブザーバーとしてでもですね、入っていただく。いう形は、ひとつ私のほうの意見として申し上げます。まずこの点について、お答えいただけますか。

(萩野部会長)

どうですか。

(水口補佐)

事務局としての考えをお答えいたします。前にこのご質問をいただいて、お答えしたところですが、議長が諮っていただいておりますね、その結果、議長がよしということであれば、関係者に来ていただけないかということにはできますけれども、その関係者が来るかどうか、そこまでの権限はございませんので、そのとき、藤内部長からのお話がありましたとおりでございますね、権限はございません。ところが、皆さんに諮っていただいて、議長が先ほど言いましたとおりで、お願いすることはできようかと思っております。

(萩野部会長)

私は皆さんのご意見を、大事にしたいと思っておりますから、皆さんが呼んで頂ければありがたいということであれば、そのように進めてください。

(北地委員)

できますれば、各委員の方々にお願い申し上げたいのですか、ぜひ、その方向で委員の方々、ご賛同いただければと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

皆さん、では、そのようでもよろしいですね。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございました。

(北地委員)

もう1点、お願いしたいと思っております。とても実務的なことではございますが、先ほど、事務局から資料5の中で、今後のことについてのご説明があったわけですが、具体的に、第4回、第5回、第6回と進めていく場合に、先ほど私のほうから質問申し上げましたけれども、市民からの意見の数、また、条例をつくる会のほうに寄せられた意見、この中で一応8項目に分かれて、ちゃんとページ数も記していただいておりますけ

れども、実際に次回からの作業では、この例えば市民からの意見であれば、相互理解の促進に関することについて、1から17ページまで、これについてまず、これが、改善できるものかどうか、改善の方法を探るといのはそういうことかと思えますけれども、そういうことの仕分けをして、その後、これは条例に適するか、障がい者計画なり、市の総合計画なり、障害者基本法なり、差別禁止法の中でいけるのかどうか、これは、今度の分かれた中でそういう扱いでいくと理解しているのですが、そのことについて、間違いはないでしょうか。

(萩野部会長)

進め方について。

(水口補佐)

お答えいたします。提案ですよ。先ほど私のほうで説明したものは、あくまでも事務局の案でありまして、次回からグループに分かれていただいて、時間を有効に使っていただいて、ということです。そこでグループでのまとまった意見というものを討議の後に発表といいますか、その時の結論をお話ししていただくわけでありましてけれども、大まかな考え方は資料5の流れでよろしいのかと思うのです。ところが、このとおりの思考の方法でなければならないというものでもございませんし、それは先ほどグループ長を決定していただいてですね、そのグループでの有効な議論を進めていただくということになろうかと思えます。結局そのグループで、考えていただいたことを集約していただくものを用意しておりますので、条例案には次の事項を明記すべきであるという、権利擁護であれば、そういうことですね。明記すべき事項、その考えということで、そういった結論を書く用紙を用意しますので、グループで考えていただいて、最後に発表していただきたい。そこでグループ間での、あとで意見交換をも、先ほど河野委員がおっしゃったようにですね、違うグループから別のグループへと意見を尋ねる。そういった場になろうかと思えますので、机のほうをこういった形ではなく、グループに分けて、次回からそのような形で活発な議論をしていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

(萩野部会長)

そういうことで、事務局から。

(北地委員)

グループに任せていただけるということで。

(萩野部会長)

やはり、委員さんがグループ主体でつくらないと、行政も自治法とか、徳田先生も法律の問題とかでてくるかと思えますけど、やはり、あくまでも皆さんの意見をたたき台として、委員の皆さんのご意見で条例をつくるというのが主でありますから、何も行政につくってもらうわけではありません。行政も最後のほうには、議会といったことがありますけれども、どうかひとつグループ長さんがうまくまとめていただいてですね、ひとつの案としてだしていただければ、それをまとめて答申すると。いうふうに持っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。他に何かご意見あれば、ありませんか。

それぞれのグループに分けましたら、それぞれの委員さんの発言は前もって自分なりにまとめとってください。そしてそれをその場で言っていただかないと、議事進行に時間がかかりますので、その辺は要領よく、各委員さんでまとめていただいて、それを発表して、そしてまた皆さん方で討議をしていただいて、そしてある程度まとまったことを全体会議で発表して、また皆さんのご意見を聞くというようなやり方で、今回は1回やってみたいと思いますから、よろしく願いいたします。

行政のほうといたしましても、先ほどでました、関連の各課との調整というものをよろしく願いしときます。

それではみなさんありがとうございました。今日の会議をこれにて終わらせていただきますが、次回からそういうふうに具体的になってまいります。どうぞ皆さん方の素晴らしい案をご定義いただけることをお願い申し上げまして終わりにいたします。ありがとうございました。